

## 宮城県における若年層の転出が県内経済に与える影響の分析<sup>1</sup>

### 要旨

本稿では、本県における 15～29 歳の年齢階層（以下、「若年層」という）の転出が県内経済に与える影響について分析した。国の行政機関が作成した各種公的統計及び本県の県民経済計算等を用いて、2つの異なる条件のもと分析した結果は以下のとおりである。

分析Ⅰ 令和3年の本県における若年層の東京圏への転出者（10,363人）が全て本県に留まったと仮定した場合、これらの若年層のうち本県で就業した者による就業に伴う県内総生産の増加額は約431億円と推計された。また、この就業による県税収入への影響は約16億円の増加と見積もられた。

分析Ⅱ 分析Ⅰの仮定を置き換え、一定の転出抑制を実現できたときの影響も同様に推計可能であることを示した。ここでは、転出抑制策等により令和3年の本県における若年層の宮城県外への転出者（23,204人）の8分の1が本県に留まり、このうち本県において就業した者の就業先の産業構造が東京圏と同じであると仮定した。この就業に伴う県内総生産の増加額は約134億円と推計され、この就業による県税収入への影響は約5億円の増加と見積もられた。

また、各分析において対象とした若年層が得る賃金から生じる消費に伴う、本県各産業に対する生産波及効果について、宮城県産業連関表等を用いて推計した。本稿では、その推計方法とその結果を併せて紹介する。

### はじめに

ここではまず、本分析の背景として、本県の転出入の現状を概観する。

図1及び表1のとおり、本県では、男女とも、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県（以下、「東北5県」）からの転入が多いものの、同程度あるいはそれ以上の人口が東京圏（本稿では、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）と同じく、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の1都3県と定義する。）へ転出していることが見て取れる。特にこの傾向は、若年層（15～29歳）で顕著といえる。[大川口,2025]においても、宮城県における対東京圏の転出超過率が2021、2023、2024年と全国1位となっており、本県から東京圏への人口流出が深刻化していることが指摘されている。

---

<sup>1</sup> 本稿の作成に当たっては、七十セリサーチ&コンサルティング株式会社の大川口信一氏、跡見学園女子大学の山澤成康教授から貴重なコメントを頂戴した。また、総務省統計局統計データ活用センターからは山澤成康教授を紹介いただいた。記して感謝の意を表したい。ただし、あり得べき誤りは本分析を行った担当班に帰する。なお、本稿中の意見・解釈に当たる部分は、本分析を行った担当班に属するものであり、宮城県としての公式見解を示すものではない。

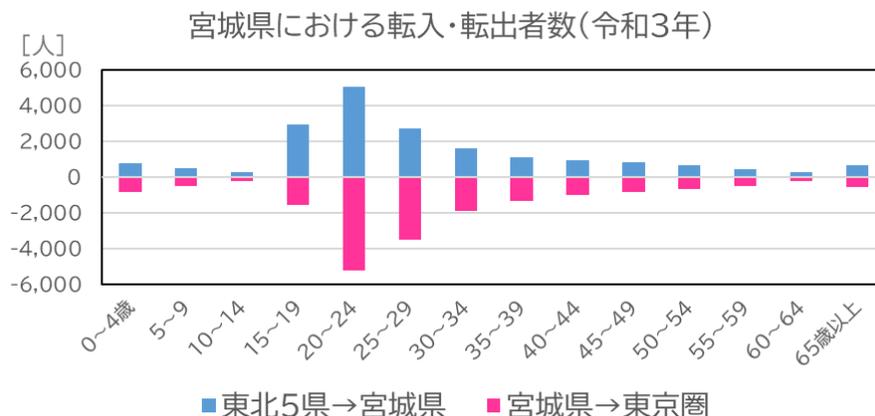


図1: 5歳階級毎の(青)東北5県から宮城県への転入人口と、(赤)宮城県から東京圏への転出人口。  
「住民基本台帳人口移動報告(令和3年)第8-1表、第8-2表」(総務省統計局)より作成。

[単位:人]	男女計				男				女			
	全年齢層 総数	うち 15-19歳	うち 20-24歳	うち 25-29歳	全年齢層 総数	うち 15-19歳	うち 20-24歳	うち 25-29歳	全年齢層 総数	うち 15-19歳	うち 20-24歳	うち 25-29歳
転出入計	▲728	597	▲794	▲765	▲504	272	▲392	▲416	▲224	325	▲402	▲349
うち東北5県 →宮城県	18,623	2,902	5,035	2,724	9,931	1,542	2,413	1,486	8,692	1,360	2,622	1,238
うち宮城県 →東京圏	▲19,083	▲1,556	▲5,269	▲3,538	▲10,562	▲841	▲2,721	▲2,018	▲8,521	▲715	▲2,548	▲1,520

▲10,363人

表1: 若年層に着目した、(白)宮城県の転入人口の合計と、そのうち、(青)東北5県から宮城県への転入人口と、(赤)宮城県から東京圏への転出人口。

「住民基本台帳人口移動報告(令和3年)第8-1表、第8-2表、第8-3表」(総務省統計局)より作成。

このような若年層の東京圏への人口流出(転出)の要因に関する研究事例を挙げると、例えば、[内閣府, 2024]は、若年層が東京圏へ集中する理由について、進学や就職の観点から、各種アンケート調査の結果を基に多角的に分析している。[大川口, 2025]は、宮城県の東京圏への転出超過率の高さの要因を、重回帰分析の手法を用いて分析している。一方で、若年層の転出によって県内経済にどのような影響があるかを分析した事例は、それほど多くなかった<sup>2</sup>。

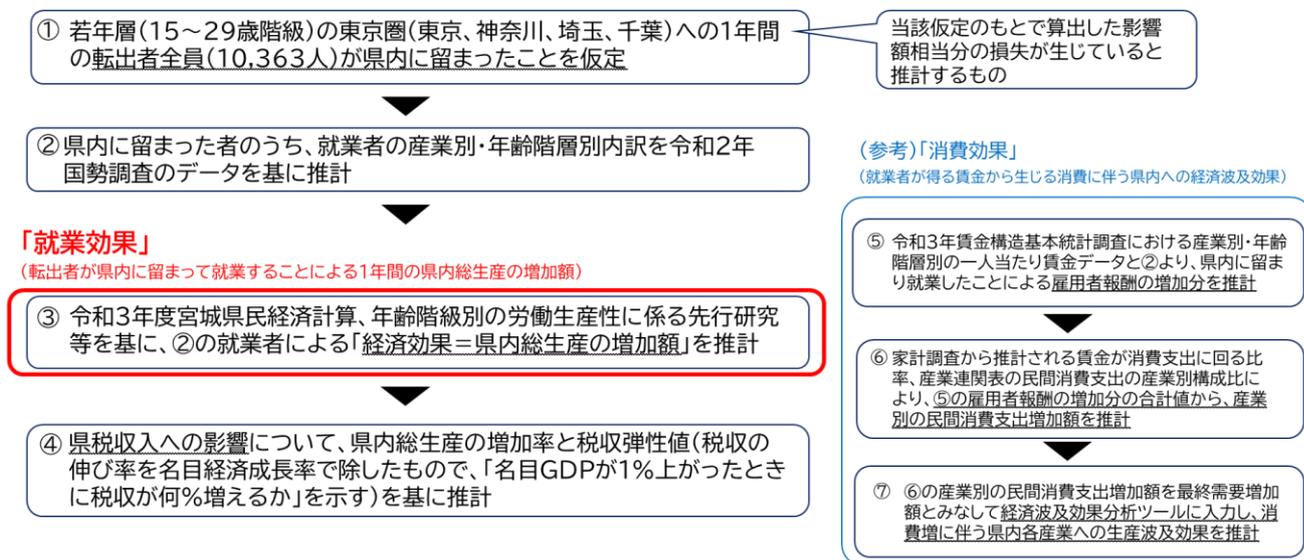
本県の「新・宮城の将来ビジョン」[宮城県, 2020]では、日本が本格的な人口減少時代に突入する中、できる限り人口減少幅の抑制に取り組むこととしている。また、同書では、人口減少がもたらす影響として、県内総生産の減少を挙げている。本稿ではこれらを踏まえ、若年層の転出が県内経済に与える影響について数量的に測定すべく、県内総生産<sup>3</sup>の観点、また、賃金から生じる消費額を基にした宮城県産業連関表を用いた生産波及効果の観点から分析する。

<sup>2</sup> 転出に伴う経済への影響を分析した事例として、例えば[芦谷, 2005]では、若年層に限ったものではないが、阪神・淡路大震災に伴う転出による消費需要の推計漏出額から、産業連関分析により兵庫県経済に与えた影響を分析している。

<sup>3</sup> 本稿における宮城県民経済計算を用いた分析では、分析開始当時に最新であった令和3年度宮城県民経済計算における数値を使用している。

## 第1章 分析Ⅰ「若年層の転出に伴う経済的・財政的損失」

本章では、本県における若年層の転出が県内経済及び本県の財政に与える影響を分析する。分析フローは以下のとおりである。



以下、上記フローの手順ごとに、分析結果を述べる。

- ① 若年層の東京圏への1年間の転出者全員(10,363人)が県内に留まったことを仮定  
 「住民基本台帳人口移動報告」(総務省統計局)に基づく令和3年の本県における若年層の転入・転出者数は表1のとおりであるが、ここでは、若年層の東京圏への転出者全員(10,363人)が県内に留まったものと仮定する。男女別・年齢階層別の内訳を再度まとめると表2のとおりである。

男性		女性	
年齢(5歳階級)	東京圏への転出者数	年齢(5歳階級)	東京圏への転出者数
15-19歳	841	15-19歳	715
20-24歳	2,721	20-24歳	2,548
25-29歳	2,018	25-29歳	1,520

表2： 宮城県から東京圏への若年層の転出者における、男女別、年齢階層別内訳。

「住民基本台帳人口移動報告(令和3年) 第8-2表」(総務省統計局)より作成。

表2に示す者が県内に定住して、県内又は県外で就業もしくは通学すると仮定する。つまり、県内に定住した者の中には、国勢調査[総務省, 2022]でいう完全失業者や、専ら家事に従事する者などは含まれないとする<sup>4</sup>。それらの人数について、令和2年国勢調査の結果を基に按分推計すると、表3のように振り分けられる。ここで、表3における「就業者」「通学者」の用語の定義は国勢調査に倣う。つまり、「通学者」は非労働力人口であり、普段学校に通っている者であっても、収入を伴う仕事を少しでもした者はここでは「就業者」として扱う。

<sup>4</sup> ここで考える県内定住者は、元々東京圏への転出者であり、それらの者は就業や通学を目的として東京圏へ転出したと考えられるため、この仮定は概ね妥当と考えられる。

男性					
年齢階級	県内就業者数	県外就業者数	県内通学者数	県外通学者数	合計
15-19歳	125	2	705	9	841
20-24歳	1,928	35	720	38	2,721
25-29歳	1,922	38	55	2	2,018

女性					
年齢階級	県内就業者数	県外就業者数	県内通学者数	県外通学者数	合計
15-19歳	107	1	599	8	715
20-24歳	1,903	18	586	41	2,548
25-29歳	1,480	12	26	1	1,520

表3： 県内常住に転じた若年層の人口について、就業先及び通学先の振分け値。

「令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状況等集計 第1-2表、第1-3表」を基に算定。

従業（通学）市区町村「不詳・外国」の者については、「自市内他区で従業（通学）」、「県内他市区町村で従業（通学）」、「他県で従業（通学）」に人数按分により振分けしている。

従業（通学）地「不詳」の者については、「自宅で従業」、「自宅外の自市区町村で従業」、「自市内他区で従業（通学）」、「県内他市区町村で従業（通学）」、「他県で従業（通学）」に人数按分により振分けしている。

## ② 県内に留まった者のうち就業者の産業別・年齢階層別内訳を令和2年国勢調査のデータを基に推計

表3の県内常住に転じた人口のうち、以下の算定式に基づき、「県内就業者」の一部を「一般労働者」又は「短時間労働者」と位置づけ、それらの産業別・年齢階層別の人数を推計する。

（産業別・年齢階層別の「一般労働者」の数）＝

（表3における年齢階層別の県内就業者数）

×（「令和2年国勢調査 抽出詳細集計第1-1表」における産業別の「主に仕事」の者の「総数」に対する比）

（産業別・年齢階層別の「短時間労働者」の数）＝

（表3における年齢階層別の県内就業者数）

×（「令和2年国勢調査 抽出詳細集計第1-1表」における産業別の「家事のほか仕事」及び「通学のかたわら仕事」の者の「総数」に対する比）

上式による推計結果は表4のようになる<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 「令和2年国勢調査 抽出詳細集計第1-1表」における「就業者」は「主に仕事」「家事のほか仕事」「通学のかたわら仕事」「休業者」の4つに分類されるが、このうち「休業者」に分類される者は、今回の算定において一般労働者・短時間労働者のいずれにもカウントしないこととする。このため、表4における各年齢階層での一般労働者・短時間労働者の合計は、表3における県内就業者の数とは一致しない。

経済活動(産業)の項目 【男性】	15-19歳 「一般労働者」	20-24歳 「一般労働者」	25-29歳 「一般労働者」	15-19歳 「短時間労働者」	20-24歳 「短時間労働者」	25-29歳 「短時間労働者」
農業	2	25	21	0	0	1
林業	0	1	3	0	0	0
B 漁業	1	13	7	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0
D 建設業	13	240	244	0	0	1
E 製造業	22	303	296	1	6	4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	19	25	0	0	0
G 情報通信業	1	61	72	0	8	0
H 運輸業、郵便業	5	84	118	2	15	1
I 卸売業、小売業	10	247	303	21	103	7
J 金融業、保険業	0	32	47	0	1	0
K 不動産業、物品賃貸業	0	28	36	2	3	1
L 学術研究、専門・技術サービス業	1	42	70	0	2	1
M 宿泊業、飲食サービス業	4	53	44	17	121	1
N 生活関連サービス業、娯楽業	1	43	48	2	21	2
O 教育、学習支援業	1	50	78	5	71	8
P 医療、福祉	2	81	157	1	5	0
Q 複合サービス事業	1	9	17	0	0	0
R サービス業(他に分類されないもの)	4	90	129	1	11	1
国家公務	3	58	54	0	0	0
地方公務	3	47	103	0	0	0
合計	71	1,525	1,872	50	367	32

経済活動(産業)の項目 【女性】	15-19歳 「一般労働者」	20-24歳 「一般労働者」	25-29歳 「一般労働者」	15-19歳 「短時間労働者」	20-24歳 「短時間労働者」	25-29歳 「短時間労働者」
農業	1	7	7	0	1	2
林業	0	0	0	0	0	0
B 漁業	0	1	0	0	1	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0
D 建設業	1	34	41	0	2	3
E 製造業	9	181	113	0	6	6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	3	5	0	0	0
G 情報通信業	0	49	46	0	1	2
H 運輸業、郵便業	1	37	31	1	2	2
I 卸売業、小売業	12	298	239	23	105	21
J 金融業、保険業	2	48	50	0	2	0
K 不動産業、物品賃貸業	0	19	24	0	2	1
L 学術研究、専門・技術サービス業	0	29	48	0	4	2
M 宿泊業、飲食サービス業	5	97	67	27	155	17
N 生活関連サービス業、娯楽業	2	80	58	2	17	8
O 教育、学習支援業	1	92	100	5	42	7
P 医療、福祉	4	356	359	1	19	10
Q 複合サービス事業	2	19	9	0	0	0
R サービス業(他に分類されないもの)	1	80	77	2	10	5
国家公務	1	21	12	0	0	0
地方公務	1	36	37	0	0	0
合計	43	1,487	1,324	61	369	88

表4： 県内常住に転じた若年層のうち、「一般労働者」及び「短時間労働者」の産業別の人数内訳。「令和2年国勢調査 抽出詳細集計第1-1表」を基に算定。

なお、抽出詳細集計第1-1表における「分類不能の産業」の者については、その他の産業に人数按分により含めることとして推計した。

ここで、国勢調査と県民経済計算における就業者数の考え方が異なるため、両者の就業者数は一致しないことを踏まえ、各経済活動(産業)における就業者数(国勢調査は令和2年、県民経済計算は令和2年度)の両者間の比を求め、これを国勢調査における経済活動(産業)別の県内就業者数に乗じて、県民経済計算ベースの就業者数に変換する。この際、国勢調査における産業分類(日本標準産業分類)と県民経済計算における産業分類(SNA経済活動別分類)は異なるため、「令和3年度宮城県民経済計算報告書付録 SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応表」により両者を対応させながら変換を行った。変換後の県内就業者数は、表5のようになる。

経済活動(産業)の項目 【男性】	15-19歳 「一般労働者」	20-24歳 「一般労働者」	25-29歳 「一般労働者」	15-19歳 「短時間労働者」	20-24歳 「短時間労働者」	25-29歳 「短時間労働者」
1-01 農業	2	27	23	0	0	1
1-02 林業	0	2	5	0	0	0
1-03 水産業	1	14	7	0	0	1
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 製造業	23	328	320	1	6	5
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1	28	45	0	0	1
5 建設業	14	257	261	0	0	1
6 卸売・小売業	11	275	338	23	115	8
7 運輸・郵便業	5	100	140	2	17	1
8 宿泊・飲食サービス業	4	60	49	19	137	2
9 情報通信業	1	72	85	0	10	1
10 金融・保険業	0	34	50	0	1	0
11 不動産業	0	13	26	1	1	1
12 専門・科学技術・業務支援サービス業	5	148	204	3	19	4
13 公務	6	119	177	0	0	0
14 教育	1	46	73	4	66	8
15 保健衛生・社会事業	2	89	174	1	6	1
16 その他のサービス	3	76	99	2	23	3
合計	78	1,689	2,077	56	401	34

経済活動(産業)の項目 【女性】	15-19歳 「一般労働者」	20-24歳 「一般労働者」	25-29歳 「一般労働者」	15-19歳 「短時間労働者」	20-24歳 「短時間労働者」	25-29歳 「短時間労働者」
1-01 農業	1	8	8	0	1	3
1-02 林業	0	0	0	0	0	0
1-03 水産業	0	1	0	0	1	0
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 製造業	10	196	123	0	6	7
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	0	7	9	0	0	1
5 建設業	1	36	44	0	2	3
6 卸売・小売業	14	332	266	25	117	23
7 運輸・郵便業	2	47	39	1	3	2
8 宿泊・飲食サービス業	6	110	76	31	175	19
9 情報通信業	0	57	54	0	1	2
10 金融・保険業	2	52	54	0	3	0
11 不動産業	0	14	18	0	2	0
12 専門・科学技術・業務支援サービス業	2	136	152	2	19	9
13 公務	2	65	55	0	0	0
14 教育	1	86	93	5	39	7
15 保健衛生・社会事業	4	394	398	1	21	11
16 その他のサービス	3	107	79	2	18	8
合計	48	1,648	1,468	67	408	97

表5： 県内常住に転じた若年層のうち、「一般労働者」及び「短時間労働者」の「宮城県民経済計算ベース」での産業別の人数内訳。

③ 令和3年度宮城県民経済計算、年齢階級別の労働生産性（一人当たり県内総生産）に係る先行研究等を基に、就業者の増加そのものによる県内総生産の増加額を推計

ここからは、前述のフローで定義した

「就業効果」：転出者が県内に留まって就業することによる1年間の県内総生産の増加額について、②の算定により得られた就業者数より推計する。具体的な手順は以下のとおりである。

(ア) [内閣府, 2015]による年齢階級別の労働生産性の相対指数が本県の就業者に当てはまると仮定 [内閣府, 2015]において、18-24歳区分の就業者の労働生産性を100に基準化した5歳区分の労働生産性指数が掲載されている。各年齢階級の指数をグラフから読み取ると、表6のようになる。

年齢階級	内閣府(2015) による 年齢階級別労働生産性 の相対指数
18-24歳	100.0
25-29歳	113.3
30-34歳	102.5
35-39歳	119.6
40-44歳	196.2
45-49歳	208.2
50-54歳	142.8
55-59歳	187.9
60-64歳	117.5
65歳以上	125.4

表6： [内閣府, 2015]第1-2-11図で示された5歳区分の労働生産性指数を読み取った結果のまとめ。

これらの相対指数が、宮城県の各年齢階級における就業者にもそのまま当てはまると仮定する。つまり、例えば、

「宮城県の25-29歳の就業者による労働生産性⇔

宮城県の就業者数を基準とした、表6の25-29歳階級における労働生産性指数」

… (対応1)

と対応付けられるものとする。ここで、[内閣府, 2015]では18歳未満の年齢階級に係る記載がないこと、また、18-24歳の年齢階級が一括りとなっていることを踏まえ、以下のとおり対応関係を仮定し議論を進める。

「宮城県の15-19歳の就業者による労働生産性⇔

宮城県の就業者数を基準とした、表6の18-24歳階級における労働生産性指数」

… (対応2)

「宮城県の20-24歳の就業者による労働生産性⇔

宮城県の就業者数を基準とした、表6の18-24歳階級における労働生産性指数」

…（対応3）

上記の対応関係が全ての年齢階級で成り立つとすれば、以下の対応関係が成り立つことも言える。

「宮城県の就業者全体による労働生産性⇔

宮城県の就業者数を基準とした、表6の労働生産性指数の全年齢平均値」

…（対応4）

(イ) ②の県内に留まった就業者数、「令和3年度宮城県民経済計算」の労働生産性、(ア)の年齢階級別の労働生産性により、県内総生産の増加額を推計

(ア)で論じた(対応1)～(対応4)が成り立つとして、[内閣府,2015]の労働生産性指数と、本県における労働生産性とを結び付けたい。そこで、以下のように考える。

まず、「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計第2-2表」より宮城県の5歳階級別就業者数を得、総数に対する構成比を得る。なお、15～17歳の就業者が全体に占める割合は極めて小さい<sup>6</sup>ことから、今後の分析のし易さのため、

$$\left(\text{宮城県における18～24歳の就業者数}\right) = \left(\text{宮城県における15～24歳の就業者数}\right)$$

とみなすこととする。

次に、(ア)で得た[内閣府,2015]による年齢階級別の労働生産性指数と、上で得た本県の就業者構成比の積を取ることで、本県の就業者数で重みづけした年齢階級別労働生産性指数が得られる。各年齢階級における指数の合計値145.66は、(ア)の(対応4)で示した、「宮城県の就業者数を基準とした、表6の労働生産性指数の全年齢平均値」といえる。

上記の算定結果をまとめると、表7のようになる。

---

<sup>6</sup> 「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計第1-1表」より、15～17歳の就業者は1,370人であり、全体に占める割合は約0.1%となっている。

年齢階級	宮城県における 就業者数 [人] (a)	就業者総数 に対する 構成比 [%] (b)[=(a)/(α)]	内閣府(2015) による 年齢階級別労働生 産性の相対指数 (c)	宮城県における 就業者数で 重みづけした 労働生産性指数 (d)=(b)×(c)	(d)の全年齢平 均に対する 各年齢階級の 相対指数 (e)=(c)/(β)
18-24 歳	80,876	7.48	100.0	7.48	0.687
25-29 歳	78,102	7.22	113.3	8.18	0.778
30-34 歳	89,185	8.25	102.5	8.45	0.704
35-39 歳	105,233	9.73	119.6	11.64	0.821
40-44 歳	121,426	11.23	196.2	22.03	1.347
45-49 歳	132,750	12.28	208.2	25.56	1.429
50-54 歳	114,075	10.55	142.8	15.07	0.980
55-59 歳	107,864	9.98	187.9	18.74	1.290
60-64 歳	96,689	8.94	117.5	10.51	0.807
65 歳以上	155,148	14.35	125.4	18.00	0.861
計	1,081,348(α)	100.00		145.66(β)	

表7： [内閣府, 2015]で示された5歳区分の労働生産性指数が、宮城県の各年齢階級における就業者にもそのまま当てはまると仮定した場合の、本県の就業者数を基準とした労働生産性指数の算定結果。算定に用いた仮定などは、本文を参照のこと。

次に、「令和3年度宮城県民経済計算」<sup>7</sup>より、令和3年度の県内総生産及び就業者数から算出される就業者一人当たりの県内総生産、つまり労働生産性は、

$$8,045 \text{ 千円/人}$$

であることが示されているから、ここまでの議論と、前項の(対応4)の関係から、

$$\text{「令和3年度宮城県民経済計算に基づく宮城県の労働生産性 } 8,045 \text{ 千円/人} \Leftrightarrow$$

宮城県の就業者数を基準とした労働生産性指数 145.66 (ただし、18-24歳の労働生産性=100)」  
が結び付けられる。

上記の対応関係、及び先に仮定した(対応1)～(対応3)を基に、本県における各年齢階級の労働生産性は、[内閣府, 2015]の結果の読み取りから得た18-24歳の労働生産性指数100、25-29歳の労働生産性指数113.3から得ることができる。表7の最右列に示す(e)は、年齢階級別労働生産性の相対指数(c)を上述の全年齢平均値145.66で除した値を年齢階級別に示している。

最後に、②で得られた就業者数から県内総生産の増加額、つまり「就業効果」を算定する。算定に当たっては、短時間労働者の労働時間も併せて考慮に入れる。今回の分析における短時間労働者は、その8割以上が「通学のかたわら仕事」を行う者であることを踏まえ、短時間労働者の労働時間は、学生生活実態調査<sup>8</sup>における学生のアルバイトに関する調査結果を参照し、令和3年の1週間

<sup>7</sup> 宮城県統計課、「令和3年度宮城県民経済計算 報告書」

<sup>8</sup> 第60回学生生活実態調査(全国大学生生活協同組合連合会)(6)アルバイト 図表11 1か月のアルバイト収入と週労働時間数の推移

のアルバイト労働時間 11.8 時間を採用した（男女の区別なし）。

その上で、一般労働者の 1 週間の労働時間を 40 時間（= 5 日 × 8 時間/日）と仮定して、その比により短時間労働者の人数を評価した。つまり、

$$\left( \text{労働時間による比率} \right) = \frac{11.8}{40}$$

としたとき、求める「就業効果」は以下の算定式により求められる。

$$\begin{aligned} \left( \text{「就業効果」} \right) = & \left( \text{表 5 の年齢階級別「一般労働者」数} \right) \times \left( \text{本県の労働生産性 8,045 千円/人} \right) \\ & \times \left( \text{表 7 の(e)に示す年齢階級別労働生産性相対指数} \right) \\ + & \left( \text{表 5 の年齢階級別「短時間労働者」数} \right) \times \left( \text{本県の労働生産性 8,045 千円/人} \right) \\ & \times \left( \text{表 7 の(e)に示す年齢階級別労働生産性相対指数} \right) \times \left( \text{労働時間による比率} \right) \end{aligned}$$

ここまでで得られている数値を用いて、上式により算定した結果は表 8 のようになり、合計で、

「就業効果」：約 431 億円の増加

という推計結果になる。

一般労働者 15～19歳 による増加額 [百万円]	一般労働者 20～24歳 による増加額 [百万円]	一般労働者 25～29歳 による増加額 [百万円]	短時間労働者 15～19歳 による増加額 [百万円]	短時間労働者 20～24歳 による増加額 [百万円]	短時間労働者 25～29歳 による増加額 [百万円]	増加額の合計 [百万円]
699	18,426	22,190	201	1,318	243	43,076

表 8： 各年齢階級における県内に留まった就業者による「就業効果」の算定結果。

なお、この効果を令和 3 年度県内総生産の公表値に加算することにより、前年度（令和 2 年度）比の経済成長率を算定すると、+2.2%となり、増加分を加算しない場合と比べて 0.4 ポイントの上昇となる（表 9）。

名目値	県内総生産	経済成長率
令和 3 年度県民経済計算の公表値	9 兆 6,496 億円	1.8%
<b>転出抑制の仮定による 「就業効果」加算後</b>	<b>9 兆 6,927 億円</b>	<b>2.2%</b>

表 9： 令和 3 年度県内総生産及び経済成長率（令和 2 年度比）の、転出者が県内に留まることによる「就業効果」を加算しない場合（上段）と加算した場合（下段）での比較。

この結果は、裏を返せば、実際には転出が発生することにより、本県経済に上記相当の損失が発生していると言える。

- ④ 県税収入への影響について、県内総生産の増加率と税収弾性値（税収の伸び率を名目経済成長率で除したもので、「名目GDPが1%上がったときに税収が何%増えるか」を示す）を基に推計
- ③の県内総生産の増加率を基に、税収弾性値を用いて、「就業効果」による県税収入の伸びを考察する。以下のようにして税収の推計増加額を算定する。

$$(\text{税収の推計伸び率}) = (\text{仮定した税収弾性値}) \times (\text{算定された名目経済成長率})$$

$$((\text{令和3年度における})\text{税収の推計増加額}) = (\text{令和2年度の県税収入額}) \times (\text{税収の推計伸び率})$$

[伊藤, 2023]は47都道府県の税収のうち、個人住民税、法人二税、地方消費税の3税を主要税と位置づけ、本県における主要税の税収弾性値を、1.181と推計している。本稿では当該推計値を採用する。

また、令和2年度宮城県税務統計書<sup>9</sup>より、本県の令和2年度の県税収入は約2,929億円であることがわかる。以上より、若年層における1年間の東京圏への転出者全員(10,363人)が県内に留まったと仮定した場合における、「就業効果」に伴う税収の推計増加額は、以下のように推計される。

令和2年度県税収入 [百万円] (出典:令和2年度宮城県 税務統計書)	税収弾性値に基づく 県税増収推計額 (転出抑制考慮無) [百万円]
	6,144
292,886	税収弾性値に基づく 県税増収推計額 (転出抑制考慮有) [百万円]
	7,716

$$2,928.86 \times 1.181 \times (2.23\% - 1.78\%) \cong 16(\text{億円})$$

先述のとおり、上記の結果は、実際には転出が発生することにより、本県経済に上記相当の損失が発生していると言える。

<sup>9</sup> 宮城県税務課。「令和2年度宮城県税務統計書」

## 第2章 分析Ⅱ「若年層の転出抑制実現時の影響」

前章の分析では、東京圏に転出している若年層が「全員」県内に留まることを仮定して推計したが、もちろん、県内に留まる者の人数、留まった者が就業する産業等について、別の仮定を置いてその影響を推計することも可能である。

例えば、「2024年秋号 地域課題分析レポート」[内閣府, 2024]によれば、若年層に好まれる産業比率の高い東京圏に若年層の流入が進みやすくなっている、というように、若年層の転出の背景の一つとして、地域の産業構造との関係が指摘されている。そこで、ここでは、地域の産業構造にアプローチする転出抑制策等により、若年層が県内に留まって就業したことを仮定してその影響を推計することを考える。

本章の分析における仮定は、以下の2点である。

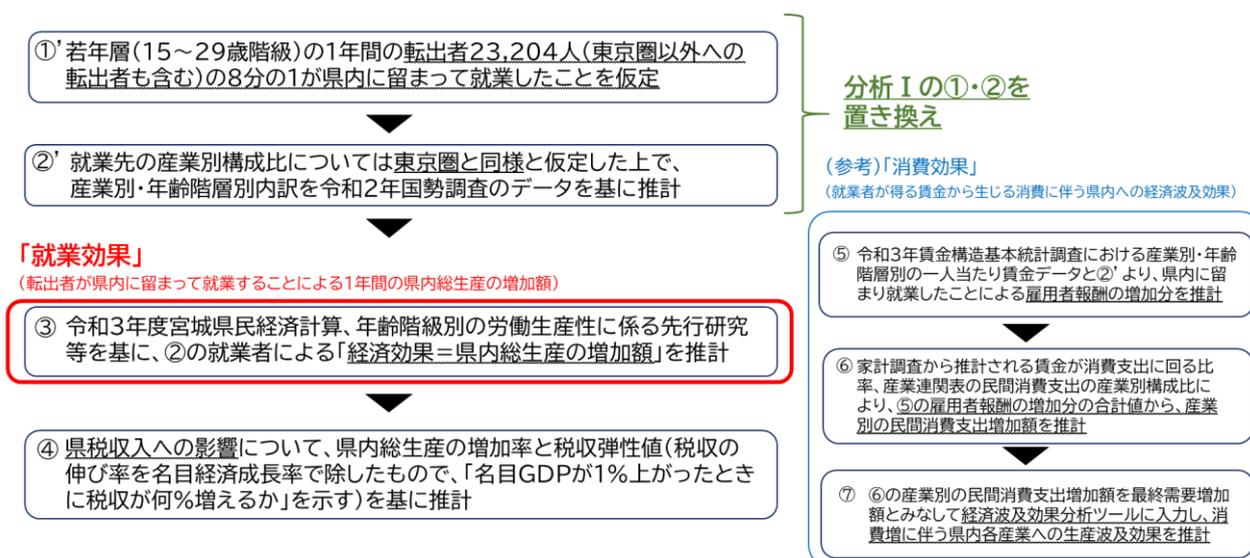
(仮定①) 若年層雇用比率の高い産業の支援・誘致を中心とした転出抑制策等により、転出者数の4分の1(注)の削減を目指す。その第一段階として、目標削減数の半分、つまり、転出者数の8分の1が県内に留まったことを仮定する。

(仮定②) (仮定①)の者が就業するに当たっては、その産業別構成比を東京圏と同様とする。

(注) 転出者数の4分の1を削減目標とした理由は以下のとおりである。

- ・ 宮城県内大学・短期大学学生就職等調査[宮城県, 2022]によると、学生の3割程度が県外での就職を希望。
- ・ このうち、県外を希望する理由を大きく分類すると、「宮城県内に就職したい業種・職種・雇用形態の求人がない」「給料や福利厚生などの待遇がよい」といった「就職環境理由」によるものは全体の4分の1程度である。
- ・ したがって、これらの理由により県外へ転出する若年層を、転出抑制策等により県内にとどめることを想定するため、「県外での就職を希望する者=実際の転出者」との仮定の下、上記のように削減目標を定める。

本章での分析の流れは、以下のフローのとおりである。



以下、上記フローの手順ごとに、分析結果を述べる。

- ①' 若年層の1年間の転出者 23,204 人（東京圏以外への転出者も含む）の8分の1が県内に留まって就業したことを仮定

「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）に基づく令和3年の若年層の宮城県外への転出者 23,204 人（男女別・年齢階層別の内訳をまとめると表10のとおり）の8分の1が県内に留まったと仮定する。

男性		女性	
年齢 (5歳階級)	宮城県外への 転出者数	年齢 (5歳階級)	宮城県外への 転出者数
15-19歳	2,172	15-19歳	1,477
20-24歳	6,125	20-24歳	5,096
25-29歳	4,743	25-29歳	3,591

表10： 宮城県から宮城県外への若年層の転出者に関する、男女別、年齢階層別内訳。

「住民基本台帳人口移動報告（令和3年） 第8-2表」（総務省統計局）より作成。

これらの人口が県内に定住したとして、県内・県外に就業又は通学する人数について、令和2年国勢調査の結果を基に按分推計すると、表11のように振り分けられる。

男性					
年齢階級	県内就業者数	県外就業者数	県内通学者数	県外通学者数	合計
15-19歳	40	1	228	3	272
20-24歳	543	10	203	11	766
25-29歳	565	11	16	1	593

女性					
年齢階級	県内就業者数	県外就業者数	県内通学者数	県外通学者数	合計
15-19歳	28	0	155	2	185
20-24歳	476	5	146	10	637
25-29歳	437	4	8	0	449

表11： 県内常住に転じた若年層の人口について、就業先及び通学先の振り分け値。

「令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状況等集計 第1-2表、第1-3表」を基に算定。

従業（通学）市区町村「不詳・外国」の者については、「自市内他区で従業（通学）」、「県内他市区町村で従業（通学）」、「他県で従業（通学）」に人数按分により振り分けしている。

従業（通学）地「不詳」の者については、「自宅で従業」、「自宅外の自市区町村で従業」、「自市内他区で従業（通学）」、「県内他市区町村で従業（通学）」、「他県で従業（通学）」に人数按分により振り分けしている。

- ②' 就業先の産業別構成比については東京圏と同様と仮定した上で、産業別・年齢階層別内訳を令和2年国勢調査のデータを基に推計

表11の県内常住に転じた人口について、分析Iと同様の定義により「一般労働者」及び「短時間労働者」を定め、令和2年国勢調査の結果を基に按分推計することにより、産業別・年齢階層別の内

訳を推計する。

この際、就業先の産業別構成比について、分析Ⅰでは宮城県の構成比を適用しているが、分析Ⅱでは、先述の東京圏1都3県の平均の構成比を採用する。按分推計の結果は表12のようになる。また、分析Ⅰと同様にして、県民経済計算ベースに変換した就業者数は表13のようになる。

経済活動(産業)の項目 【男性】	15-19歳 「一般労働者」	20-24歳 「一般労働者」	25-29歳 「一般労働者」	15-19歳 「短時間労働者」	20-24歳 「短時間労働者」	25-29歳 「短時間労働者」
農業	0	3	3	0	0	0
林業	0	0	0	0	0	0
B 漁業	0	0	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0
D 建設業	2	37	46	0	1	0
E 製造業	3	51	71	0	1	0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	2	3	0	0	0
G 情報通信業	0	54	89	0	3	1
H 運輸業、郵便業	1	29	33	1	5	1
I 卸売業、小売業	2	56	73	10	40	2
J 金融業、保険業	0	9	18	0	0	0
K 不動産業、物品賃貸業	0	9	14	0	1	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	0	15	35	0	1	1
M 宿泊業、飲食サービス業	1	24	19	10	44	1
N 生活関連サービス業、娯楽業	1	16	16	1	10	1
O 教育、学習支援業	0	12	22	3	23	2
P 医療、福祉	0	23	35	0	3	1
Q 複合サービス事業	0	1	2	0	0	0
R サービス業(他に分類されないもの)	1	29	38	0	4	1
国家公務	1	11	10	0	0	0
地方公務	0	14	21	0	0	0
合計	14	396	547	26	136	10

経済活動(産業)の項目 【女性】	15-19歳 「一般労働者」	20-24歳 「一般労働者」	25-29歳 「一般労働者」	15-19歳 「短時間労働者」	20-24歳 「短時間労働者」	25-29歳 「短時間労働者」
農業	0	1	1	0	0	0
林業	0	0	0	0	0	0
B 漁業	0	0	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0
D 建設業	0	7	8	0	0	1
E 製造業	1	24	27	0	1	2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	1	0	0	0
G 情報通信業	0	32	42	0	2	1
H 運輸業、郵便業	0	14	13	0	2	1
I 卸売業、小売業	2	64	63	8	36	6
J 金融業、保険業	0	14	22	0	0	0
K 不動産業、物品賃貸業	0	8	10	0	1	1
L 学術研究、専門・技術サービス業	0	14	25	0	1	1
M 宿泊業、飲食サービス業	1	26	17	10	43	4
N 生活関連サービス業、娯楽業	0	27	21	1	8	2
O 教育、学習支援業	0	20	24	2	12	2
P 医療、福祉	0	72	80	0	5	4
Q 複合サービス事業	0	2	2	0	0	0
R サービス業(他に分類されないもの)	0	18	25	0	3	2
国家公務	0	3	3	0	0	0
地方公務	0	6	8	0	0	0
合計	6	351	391	21	113	27

表12： 県内常住に転じた若年層のうち、「一般労働者」及び「短時間労働者」の産業別の人数内訳について、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の構成比を基に按分推計した結果。「令和2年国勢調査 抽出詳細集計第1-1表」を基に算定。

なお、同表における「分類不能の産業」の者については、その他の産業に人数按分により含めることとして推計した。

経済活動(産業)の項目 【男性】	15-19歳 「一般労働者」	20-24歳 「一般労働者」	25-29歳 「一般労働者」	15-19歳 「短時間労働者」	20-24歳 「短時間労働者」	25-29歳 「短時間労働者」
1-01 農業	0	3	3	0	0	0
1-02 林業	0	0	0	0	0	0
1-03 水産業	0	0	0	0	0	0
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 製造業	3	55	76	0	1	0
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	0	4	6	0	0	0
5 建設業	2	40	49	0	1	0
6 卸売・小売業	2	62	81	11	45	3
7 運輸・郵便業	2	33	38	1	5	1
8 宿泊・飲食サービス業	1	28	21	11	50	2
9 情報通信業	0	64	104	0	3	1
10 金融・保険業	0	10	20	0	0	0
11 不動産業	0	8	12	0	1	0
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	1	51	84	0	7	2
13 公務	2	27	35	0	0	0
14 教育	0	12	21	3	21	2
15 保健衛生・社会事業	0	25	39	0	3	1
16 その他のサービス	1	24	26	1	11	1
合計	15	445	616	28	149	12

経済活動(産業)の項目 【女性】	15-19歳 「一般労働者」	20-24歳 「一般労働者」	25-29歳 「一般労働者」	15-19歳 「短時間労働者」	20-24歳 「短時間労働者」	25-29歳 「短時間労働者」
1-01 農業	0	1	1	0	0	0
1-02 林業	0	0	0	0	0	0
1-03 水産業	0	0	0	0	0	0
2 鉱業	0	0	0	0	0	0
3 製造業	1	26	29	0	1	2
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	0	1	2	0	0	0
5 建設業	0	7	9	0	0	1
6 卸売・小売業	2	72	71	9	40	7
7 運輸・郵便業	0	17	15	0	2	1
8 宿泊・飲食サービス業	1	30	19	11	49	5
9 情報通信業	0	37	49	0	2	1
10 金融・保険業	0	15	24	0	0	0
11 不動産業	0	7	9	0	0	1
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	0	41	63	0	5	4
13 公務	0	11	12	0	0	0
14 教育	0	19	23	2	12	2
15 保健衛生・社会事業	0	79	89	0	5	4
16 その他のサービス	1	31	26	1	9	2
合計	6	393	440	24	125	31

表 13： 県内常住に転じた若年層のうち、「一般労働者」及び「短時間労働者」の「県民経済計算ベース」での産業別の人数内訳について、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の構成比を基に按分推計した結果。

- ③ 令和3年度県民経済計算、年齢階級別の労働生産性（一人当たり県内総生産）に係る先行研究等を基に、②'の就業者による県内総生産の増加額を推計
- ④ 県税収入への影響について、県内総生産の増加率と税収弾性値（税収の伸び率を名目経済成長率で除したもので、「名目GDPが1%上がったときに税収が何%増えるか」を示す）を基に推計

分析Iと同様の議論に基づき、就業効果を推計する。推計に当たっては、産業別の労働生産性も加味しつつ、以下のように県内総生産の増加額を推計する。

- (ア) 「令和3年度宮城県民経済計算」における宮城県の県内就業者1,199,464人について、「令和2年国勢調査 抽出詳細集計第1-1表」より得た東京圏1都3県の就業者構成比で各産業に割り振る。
- (イ) (ア)の各産業の就業者と、「令和3年度宮城県民経済計算」における宮城県の産業別一人当たり県内総生産の積をとり、東京圏の就業者構成比を仮定した場合の本県の仮想的な産業別の生産額を算定する。なお、「輸入品に課される税・関税」「(控除)総資本形成に係る消費税」については、上記で求めた産業別県内総生産の合計値に比例して増減するものと仮定し、「令和3年度県民経済計算」における産業別県内総生産の合計値9,661,103百万円との比により按分推計する。
- (ウ) (イ)で得られた各項目を基に再算定された県内総生産を、「令和3年度宮城県民経済計算」における宮城県の県内就業者1,199,464人で除して、一人当たり県内総生産を再算定する。
- (エ) 転出抑制に伴う若年層の増加数(表13)、年齢階級別労働生産性指数及び労働時間による比率(詳細な算定方法は分析Iの③参照)を(ウ)に乗じて、若年層の増加に伴う県内総生産の増加分を再算定する。

上記の(ア)～(エ)による算定結果は表14のようになり、合計で約134億円の増加と求められる。

一般労働者 15～19歳 による増加額 [百万円]	一般労働者 20～24歳 による増加額 [百万円]	一般労働者 25～29歳 による増加額 [百万円]	短時間労働者 15～19歳 による増加額 [百万円]	短時間労働者 20～24歳 による増加額 [百万円]	短時間労働者 25～29歳 による増加額 [百万円]	増加額の合計 [百万円]
134	5,181	7,402	95	501	87	13,401

表14：各年齢階級における県内に留まった就業者による「就業効果」の算定結果。

この効果を令和3年度県内総生産の公表値に加算することにより、前年度(令和2年度)比の経済成長率を算定すると、+1.9%となり、増加分を加算しない場合と比べて0.1ポイントの上昇となる(表15)。

名目値	県内総生産	経済成長率
令和3年度県民経済計算の公表値	9兆6,496億円	1.8%
<b>転出抑制の仮定による 「就業効果」加算後</b>	<b>9兆6,630億円</b>	<b>1.9%</b>

表15： 令和3年度県内総生産及び経済成長率（令和2年度比）について、分析Ⅱの仮定の下算定した「就業効果」を加算しない場合（上段）と加算した場合（下段）での比較。詳細は本文を参照のこと。

上記の県内総生産の増加額を基に、分析Ⅰの④で述べた税収弾性値を用いて、就業効果による県税収入の伸びを考察すると、以下のように推計される。

令和2年度県税収入 [百万円] (出典: 令和2年度宮城 県税務統計書)	税収弾性値に基づく 県税増収推計額 (転出抑制考慮無) [百万円]
	6,144
	税収弾性値に基づく 県税増収推計額 (転出抑制考慮有) [百万円]
292,886	6,633

$$\underline{2,928.86 \times 1.181 \times (1.92\% - 1.78\%) \cong 5(\text{億円})}$$

ここで、表5及び表13より、分析Ⅱにおいて県内に留まって就業する者の数は分析Ⅰの28%程度となっているものの、表8と表14より、分析Ⅱにおける就業効果は分析Ⅰの31%程度まで高まる結果となっている。これは、分析Ⅱでは就業先の産業を東京圏のものに置き換えたためであり、東京圏における労働生産性の高い産業の集積がうかがえる結果となっている。

### 第3章 （参考）「消費効果」の測定について

本章では、先述のフローにおいて示していた

「消費効果」：県内に留まった就業者が得る賃金から生じる消費に伴う生産波及効果の推計方法について述べる。手法は分析Ⅰ及び分析Ⅱで違いはない。以下、第1章、第2章のフローに記載した番号を用いて議論する。

#### ⑤ 令和3年賃金構造基本統計調査における産業別・年齢階層別の一人当たり賃金データと②

(②')より、県内に留まり就業したことによる雇用者報酬の増加分を推計

賃金構造基本統計調査により、本県の産業別・年齢階層別・雇用形態別の一人当たり賃金データ（一般労働者については、きまって支給する現金給与額及び年間賞与その他特別給与額、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額）が得られる。これらから得られる賃金に、表4（又は表12）で得られた産業別・年齢階層別の「一般労働者」及び「短時間労働者」の人数を掛け合わせることで、東京圏への転出者が仮に県内に留まったとした場合の賃金、つまり雇用者報酬の増加分を推計することができる。

なお、算定に当たって、以下の仮定を置く。

- 「一般労働者」には賃金構造基本統計調査の一般労働者の賃金が適用されるものとし、本分析では、令和3年調査<sup>10</sup>の結果を使用する。
- 今回の分析における「短時間労働者」はその8割以上が「通学のかたわら仕事」を行う者であったことから、短時間労働者の労働時間は、賃金構造基本統計調査のデータではなく、学生のアルバイトに関する調査結果から参照することとした。なお、賃金については、賃金構造基本統計調査の短時間労働者の賃金が適用されるものとし、本分析では、令和3年調査の結果を使用する。また、アルバイトを考慮するので、年間賞与その他特別給与額については「0円」とした。
- 農業、林業、漁業（水産業）、国家公務、地方公務については、賃金構造基本統計調査における賃金のデータが存在しない。これらは、以下の仮定等により賃金に相当するデータを推計する。

#### ・農業

令和3年度農業経営統計調査<sup>11</sup>より得られている、東北地方の農業従事者一人当たりの売上高を一般労働者一人当たりの賃金に相当する金額とみなした。なお、短時間労働者一人当たりの賃金は、③（イ）で論じた労働時間による比率（11.8/40）を一般労働者一人当たりの賃金に乗じることによって便宜的に算定した。

#### ・林業

最新の林業経営統計調査<sup>12</sup>より得られている、会社経営体としての林業経営体における全国平均の賃金の金額に従事者数で除すことにより、従事者一人当たりの賃金を算出し、本分析における賃金に相当する金額として採用した。なお、同産業における短時間労働者は存在しなかったため、短時間労働者に対する金額の区別は考慮しない。

<sup>10</sup> 令和3年賃金構造基本統計調査 一般労働者 都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

<sup>11</sup> 令和3年度農業経営統計調査 2 経営形態別経営統計 (5) 全国農業地域別 ア 全農業経営体 (ア) 経営の概況

<sup>12</sup> 令和5年度林業経営統計調査(速報) 2 会社経営体(林業事業売上別)(1経営体当たり)

## ・漁業（水産業）

令和5年漁業センサスの調査結果によると、本県における漁業の法人経営体は漁業事業者の数%程度と少数であることから、漁業経営統計調査における個人経営体のデータを採用することにする。

ただし、漁業経営統計調査においては、農業のような従事者一人当たりの売上高のデータがない。また、養殖漁業者は魚種による売り上げ金額に大きな開きがあるうえ、調査されている魚種が数種しかなく、多岐にわたる本県の養殖漁業者の売り上げを推計することが困難であることから、漁船漁業に関して得られたデータを漁業におけるデータとして代表することにする。

令和3年度漁業経営統計調査<sup>13</sup>における漁船漁業の個人経営体について、全国平均としての漁労収入と漁労外収入の和を、最盛期の漁業従事者数で割って、従事者一人当たりの事業収入を求め、それを本分析における賃金に相当する金額として採用した。なお、短時間労働者一人当たりの賃金は、農業と同様、③（イ）で論じた労働時間による比率（11.8/40）を一般労働者一人当たりの賃金に乗じることによって便宜的に算定した。

## ・国家公務

令和3年国家公務員給与等実態調査<sup>14</sup>から、行政職俸給表（一）が適用される行政職職員の平均給与月額データを用いる。年間賃金としては、令和3年時点のボーナス（期末勤勉手当）4.45月分を含む16.45月分が支払われたものとして算定した（もちろん、男女間の区別はしない）。なお、短時間労働者一人当たりの賃金は、農業、漁業（水産業）と同様、③（イ）で論じた労働時間による比率（11.8/40）を一般労働者一人当たりの賃金に乗じることによって便宜的に算定した。

## ・地方公務

最新の地方公務員給与の実態調査結果<sup>15</sup>から、一般行政職職員の平均給与額について、

15～19歳…高校卒1年以上2年未満

20～24歳…高校卒5年以上7年未満

25～29歳…高校卒10年以上15年未満

の金額を、各年齢階級の年間賃金として採用した（男女間の区別なし）。なお、短時間労働者一人当たりの賃金は、農業などと同様、③（イ）で論じた労働時間による比率（11.8/40）を一般労働者一人当たりの賃金に乗じることによって便宜的に算定した。

以上の仮定のもと、県内に留まって就業した者に関して、まず分析Ⅰの仮定、つまり令和3年の若年層の東京圏への転出者全員（10,363人）が県内に留まったとした場合の雇用者報酬の増加分を推計した結果は表16のとおりである。

<sup>13</sup> 令和3年度漁業経営統計調査（速報） 1 個人経営体（保有山林規模別）（1経営体当たり）

<sup>14</sup> 令和3年国家公務員給与等実態調査 [参考1] 行政職俸給表(一)の年齢階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給与月額

<sup>15</sup> 令和5年地方公務員給与の実態 第8表 団体区分別、会計別、職種別、学歴別、経験年数別職員数及び平均年間給与。期末・勤勉手当を含む年間給与のデータが令和3年調査には存在しないため、便宜的に最新の令和5年調査のデータを採用している。

国勢調査の経済活動 (産業) [男性]	雇用者報酬の増加額[千円]				増加額 合計 [百万円]
	一般労働者 15~19歳	一般労働者 20~24歳	一般労働者 25~29歳	短時間労働者	
農業	3,004	48,867	41,942	761	95
林業	0	2,960	8,488	0	11
B 漁業	2,062	55,103	27,479	582	85
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0
D 建設業	41,739	807,263	991,272	1,315	1,842
E 製造業	59,589	973,740	1,124,116	7,925	2,165
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,290	71,382	108,227	0	181
G 情報通信業	1,601	200,860	305,168	9,276	517
H 運輸業、郵便業	11,842	288,005	481,276	11,374	792
I 卸売業、小売業	23,501	755,754	1,167,716	89,589	2,037
J 金融業、保険業	0	122,882	239,182	627	363
K 不動産業、物品賃貸業	899	96,742	154,567	3,659	256
L 学術研究、専門・技術サービス業	2,571	153,069	323,108	3,059	482
M 宿泊業、飲食サービス業	9,199	138,532	146,727	88,008	382
N 生活関連サービス業、娯楽業	2,408	114,797	139,788	17,761	275
O 教育、学習支援業	2,698	157,863	298,713	124,939	584
P 医療、福祉	4,208	239,713	693,644	10,209	948
Q 複合サービス事業	1,256	24,737	54,625	0	81
R サービス業(他に分類されないもの)	8,641	280,516	457,891	11,323	758
国家公務	6,850	201,724	232,068	0	441
地方公務	7,613	170,274	469,817	0	648
合計	190,971	4,904,785	7,465,813	380,407	12,942

国勢調査の経済活動 (産業) [女性]	雇用者報酬の増加額[千円]				増加額 合計 [百万円]
	一般労働者 15~19歳	一般労働者 20~24歳	一般労働者 25~29歳	短時間労働者	
農業	1,556	13,852	14,486	2,119	32
林業	0	0	0	0	0
B 漁業	641	2,377	0	720	4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0
D 建設業	1,200	121,512	147,315	2,983	273
E 製造業	23,284	465,868	320,371	8,489	818
F 電気・ガス・熱供給・水道業	379	10,160	18,641	262	29
G 情報通信業	1,270	151,602	175,119	2,338	330
H 運輸業、郵便業	2,326	112,022	112,190	3,060	230
I 卸売業、小売業	26,432	825,898	785,189	91,987	1,730
J 金融業、保険業	4,377	163,804	204,870	1,964	375
K 不動産業、物品賃貸業	364	53,630	77,864	2,224	134
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,092	111,032	207,703	4,954	325
M 宿泊業、飲食サービス業	12,850	258,799	187,500	132,488	592
N 生活関連サービス業、娯楽業	2,450	196,875	138,714	16,210	354
O 教育、学習支援業	1,512	273,503	368,320	64,055	707
P 医療、福祉	9,086	1,106,086	1,362,298	25,115	2,503
Q 複合サービス事業	2,999	49,959	28,068	0	81
R サービス業(他に分類されないもの)	2,440	203,123	228,946	11,352	446
国家公務	2,555	74,799	52,482	0	130
地方公務	3,786	129,309	167,889	580	302
合計	100,601	4,324,209	4,597,965	370,899	9,394

表 16： 分析 I の仮定の下、県内常住に転じた若年層の「一般労働者」及び「短時間労働者」による雇用者報酬の増加分を推計した結果。一人当たりの賃金については、令和 3 年賃金構造基本統計調査のデータ等より算定している。詳細は本文を参照のこと。

次に、分析Ⅱの仮定、つまり、令和3年の若年層の転出者23,204人（東京圏以外への転出者も含む）の8分の1が県内に留まり、県内に留まった就業者の産業別構成比を東京圏と同様とした場合による雇用者報酬の増加分を推計した結果は表17のとおりである。

国勢調査の経済活動 (産業) [男性]	雇用者報酬の増加額[千円]				増加額 合計 [百万円]
	一般労働者 15~19歳	一般労働者 20~24歳	一般労働者 25~29歳	短時間労働者	
農業	311	5,102	5,227	150	11
林業	20	28	171	0	0
B 漁業	80	864	448	0	1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	134	741	0	1
D 建設業	6,548	124,118	187,367	1,248	319
E 製造業	8,297	162,667	268,755	1,231	441
F 電気・ガス・熱供給・水道業	160	7,760	14,742	8	23
G 情報通信業	609	177,779	375,856	3,688	558
H 運輸業、郵便業	3,527	98,938	133,490	3,929	240
I 卸売業、小売業	4,408	170,238	280,749	35,794	491
J 金融業、保険業	31	36,586	93,484	311	130
K 不動産業、物品賃貸業	220	32,898	58,138	946	92
L 学術研究、専門・技術サービス業	247	57,005	159,949	1,808	219
M 宿泊業、飲食サービス業	3,164	63,283	62,207	34,993	164
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,026	43,051	45,856	7,753	98
O 教育、学習支援業	587	39,201	85,205	41,754	167
P 医療、福祉	572	68,318	154,889	5,701	229
Q 複合サービス事業	124	3,475	6,454	28	10
R サービス業(他に分類されないもの)	2,745	91,215	133,707	4,573	232
国家公務	2,840	36,821	43,230	81	83
地方公務	981	48,960	96,251	146	146
合計	36,498	1,268,440	2,206,915	144,143	3,656

国勢調査の経済活動 (産業) [女性]	雇用者報酬の増加額[千円]				増加額 合計 [百万円]
	一般労働者 15~19歳	一般労働者 20~24歳	一般労働者 25~29歳	短時間労働者	
農業	44	1,261	1,384	191	3
林業	0	23	35	0	0
B 漁業	0	37	196	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	72	409	0	0
D 建設業	116	24,949	30,421	773	56
E 製造業	2,221	61,269	75,971	1,672	141
F 電気・ガス・熱供給・水道業	35	1,691	4,348	0	6
G 情報通信業	297	98,055	157,888	2,080	258
H 運輸業、郵便業	870	41,795	46,593	1,768	91
I 卸売業、小売業	3,584	178,381	208,337	30,884	421
J 金融業、保険業	184	47,484	90,117	393	138
K 不動産業、物品賃貸業	113	22,118	32,821	845	56
L 学術研究、専門・技術サービス業	130	52,994	107,257	2,017	162
M 宿泊業、飲食サービス業	2,250	70,264	47,516	38,011	158
N 生活関連サービス業、娯楽業	549	65,807	49,741	6,630	123
O 教育、学習支援業	226	59,924	88,928	19,054	168
P 医療、福祉	933	222,089	303,288	7,571	534
Q 複合サービス事業	159	4,678	4,712	46	10
R サービス業(他に分類されないもの)	756	46,698	75,436	2,982	126
国家公務	359	11,801	13,126	84	25
地方公務	207	21,289	34,529	267	56
合計	13,033	1,032,682	1,373,051	115,270	2,534

表17： 分析Ⅱの仮定の下、県内常住に転じた若年層の「一般労働者」及び「短時間労働者」による雇用者報酬の増加分を推計した結果。一人当たりの賃金については、令和3年賃金構造基本統計調査のデータ等より算定している。詳細は本文を参照のこと。

⑥ 家計調査から推計される賃金が消費支出に回る比率、産業連関表の民間消費支出の産業別構成比により、⑤の雇用者報酬の増加分の合計値から、産業別の民間消費支出増加額を推計

⑤で得られた、県内常住に転じた若年層が得た賃金に関し、そのうちのどのくらいの割合が消費に転換するかを、家計調査の結果から推計する。

これにはまず、分析対象年の直近3年（令和元年～令和3年）の各年の家計調査における仙台市の二人以上勤労世帯における実収入と消費支出から、消費転換係数を、

$$\left( \text{消費転換係数} \right) = \frac{\left( \text{消費支出} \right)}{\left( \text{実収入} \right)}$$

により求めた後、3か年の消費転換係数の平均値 0.5859 を、本分析における消費転換係数として採用する。

次に、⑤で得られた、県内常住に転じ各産業で就業した若年層が得た賃金の合計に、上で求めた消費転換係数を乗じて、これらの若年層による消費の増加額総額を推計する。

$$\left( \text{県内に留まり就業した若年層による消費の増加額総額} \right) = \left( \text{県内に留まり就業した若年層が得た賃金の合計額} \right) \times \left( \text{消費転換係数} \right)$$

最後に、当該消費増加額の産業別内訳を得るために、産業連関表における民間消費支出の構成比を用いる。本分析においては、平成27年宮城県産業連関表における当該構成比を適用する。

$$\left( \text{県内に留まり就業した若年層による産業別の消費増加額} \right) = \left( \text{県内に留まり就業した若年層による消費の増加額総額} \right) \times \left( \text{産業連関表における産業別の民間消費支出構成比} \right)$$

これにより得られた内訳は、県内に留まって就業した者に関して、分析Ⅰの仮定の下算定した場合は表18、分析Ⅱの仮定の下算定した場合は表19のとおりである。

項目	産業別民間消費 増加額 [百万円]
耕種農業	139
畜産	10
農業サービス	18
林業	8
漁業	14
鉱業	0
飲食料品	1242
繊維製品	177
パルプ・紙・木製品	18
印刷・製版・製本	2
化学製品	97
石油・石炭製品	184
プラスチック・ゴム製品	30
その他の製造工業製品	117
窯業・土石製品	7
鉄鋼・非鉄金属	7
金属製品	11
生産用・業務用機械	4
電気機械・情報通信機器	247
輸送機械	210
建築	0
土木	0
電力・ガス・熱供給	307
水道	147
廃棄物処理	6
商業	2410
金融・保険	581
不動産	3012
運輸・郵便	783
情報通信	539
公務	47
教育・研究	298
医療・福祉	579
他に分類されない会員制団体	125
対事業所サービス	147
対個人サービス	1562
事務用品	0
分類不明	1

表 18： 分析 I の仮定の下、県内常住に転じた若年層の「一般労働者」及び「短時間労働者」による民間消費の増加分の産業別内訳を推計した結果。算定の詳細は本文を参照のこと。後の生産波及効果の分析を本県の「38 部門分析ツール」で行う都合上、ここで求める産業別内訳もその 38 部門で見ることとしている。

項目	産業別民間消費 増加額 [百万円]
耕種農業	38
畜産	3
農業サービス	5
林業	2
漁業	4
鉱業	0
飲食料品	344
繊維製品	49
パルプ・紙・木製品	5
印刷・製版・製本	1
化学製品	27
石油・石炭製品	51
プラスチック・ゴム製品	8
その他の製造工業製品	32
窯業・土石製品	2
鉄鋼・非鉄金属	2
金属製品	3
生産用・業務用機械	1
電気機械・情報通信機器	68
輸送機械	58
建築	0
土木	0
電力・ガス・熱供給	85
水道	41
廃棄物処理	2
商業	668
金融・保険	161
不動産	835
運輸・郵便	217
情報通信	149
公務	13
教育・研究	83
医療・福祉	160
他に分類されない会員制団体	35
対事業所サービス	41
対個人サービス	433
事務用品	0
分類不明	0

表 19： 分析Ⅱの仮定の下、県内常住に転じた若年層の「一般労働者」及び「短時間労働者」による民間消費の増加分の産業別内訳を推計した結果。算定の詳細は本文を参照のこと。後の生産波及効果の分析を本県の「38 部門分析ツール」で行う都合上、ここで求める産業別内訳もその 38 部門で見ることとしている。

⑦ ⑥の産業別の民間消費支出増加額を最終需要増加額（購入者価格）とみなして経済波及効果分析ツールに入力し、消費増に伴う県内各産業への生産波及効果を推計

平成 27 年宮城県産業連関表に基づき作成された経済波及効果分析ツールにより、表 18（又は表 19）で得られた民間消費支出増加額を最終需要増加額（購入者価格）とみなして分析を行う。今回は、「38 部門分析ツール」を使用する。

分析 I の仮定の下、得られた結果は図 2 及び図 3 のとおりである。若年層における東京圏への転出者全員（10,363 人）が県内に留まったと仮定した場合、それらの者のうち県内で就業する者が得る賃金から生じる消費に伴う生産波及効果、ここでいう「消費効果」は、直接効果、一次波及効果、二次波及効果を合わせて約 125 億円という推計結果になる<sup>16</sup>。先述のとおり、実際には転出が発生することにより、本県経済に上記相当の損失が発生していると言える。

ここで、「消費効果」として得られた金額は、その推計手法の違いから、「就業効果」で見ている県内総生産の増加額とは一致する概念でなく、それゆえ「就業効果」と「消費効果」は金額を直接比較できないことに留意願いたい。また、「就業効果」の発生期間は定義上 1 年間であるが、「消費効果」発生の時期及び期間は推計の手法上定められないことも併せて留意願いたい。

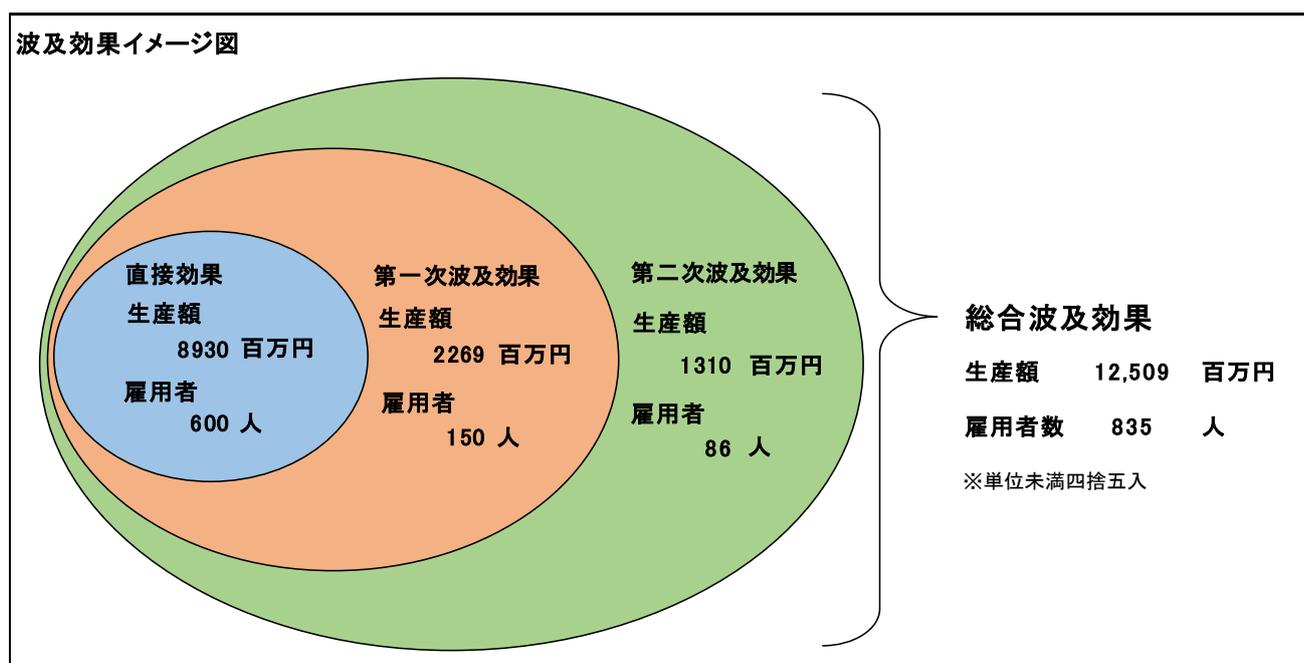


図 2： 分析 I の仮定の下、平成 27 年宮城県産業連関表に基づき作成された「38 部門分析ツール」により、表 18 で得られた民間消費支出増加額を最終需要増加額（購入者価格）とみなして分析を行った結果の概要図。

<sup>16</sup> なお、「就業効果」でみる県内総生産とより近い概念として、上記の消費効果のうち粗付加価値の増加分を抜き出すと、約 82 億円という結果が得られる。

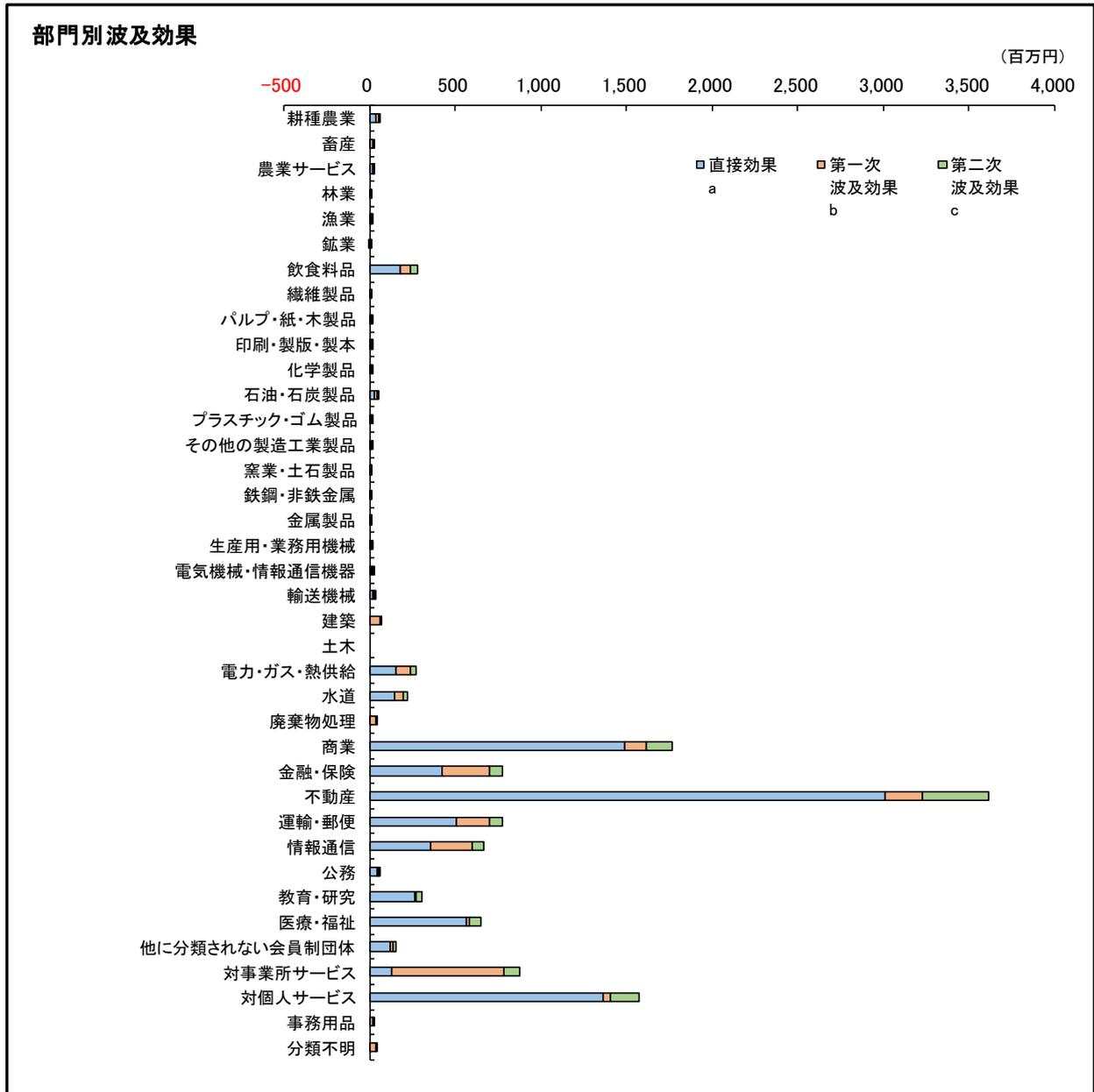


図3： 分析Ⅰの仮定の下、平成27年宮城県産業連関表に基づき作成された「38部門分析ツール」により、表18で得られた民間消費支出増加額を最終需要増加額（購入者価格）とみなして分析を行った結果の産業別内訳。

分析Ⅱの仮定の下、得られた結果は図4及び図5のとおりである。若年層における宮城県外への転出者の8分の1が県内に留まったと仮定した場合、「消費効果」は、直接効果、一次波及効果、二次波及効果を合わせて約35億円という推計結果になる<sup>17</sup>。なお前述のとおり、推計の手法上、「就業効果」とは金額を直接比較できないことを留意されたい。

<sup>17</sup> なお、当該消費効果のうち粗付加価値の増加分を抜き出すと、約23億円という結果が得られる。

波及効果イメージ図

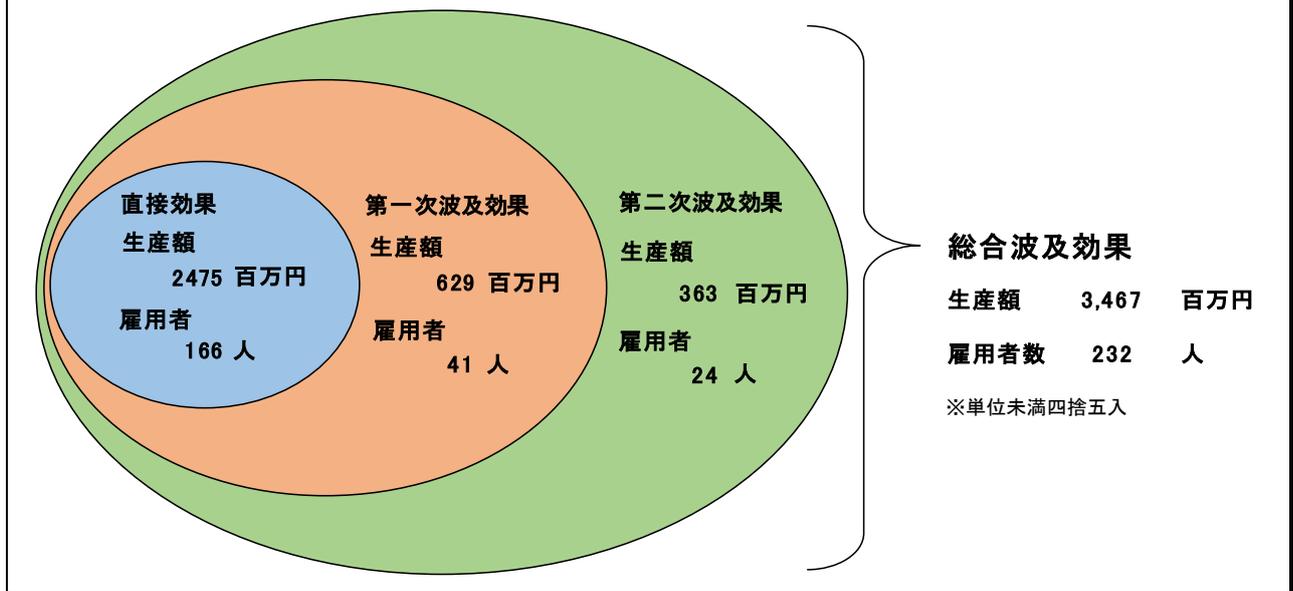


図4： 分析Ⅱの仮定の下、平成27年宮城県産業連関表に基づき作成された「38部門分析ツール」により、表19で得られた民間消費支出増加額を最終需要増加額（購入者価格）とみなして分析を行った結果の概要図。

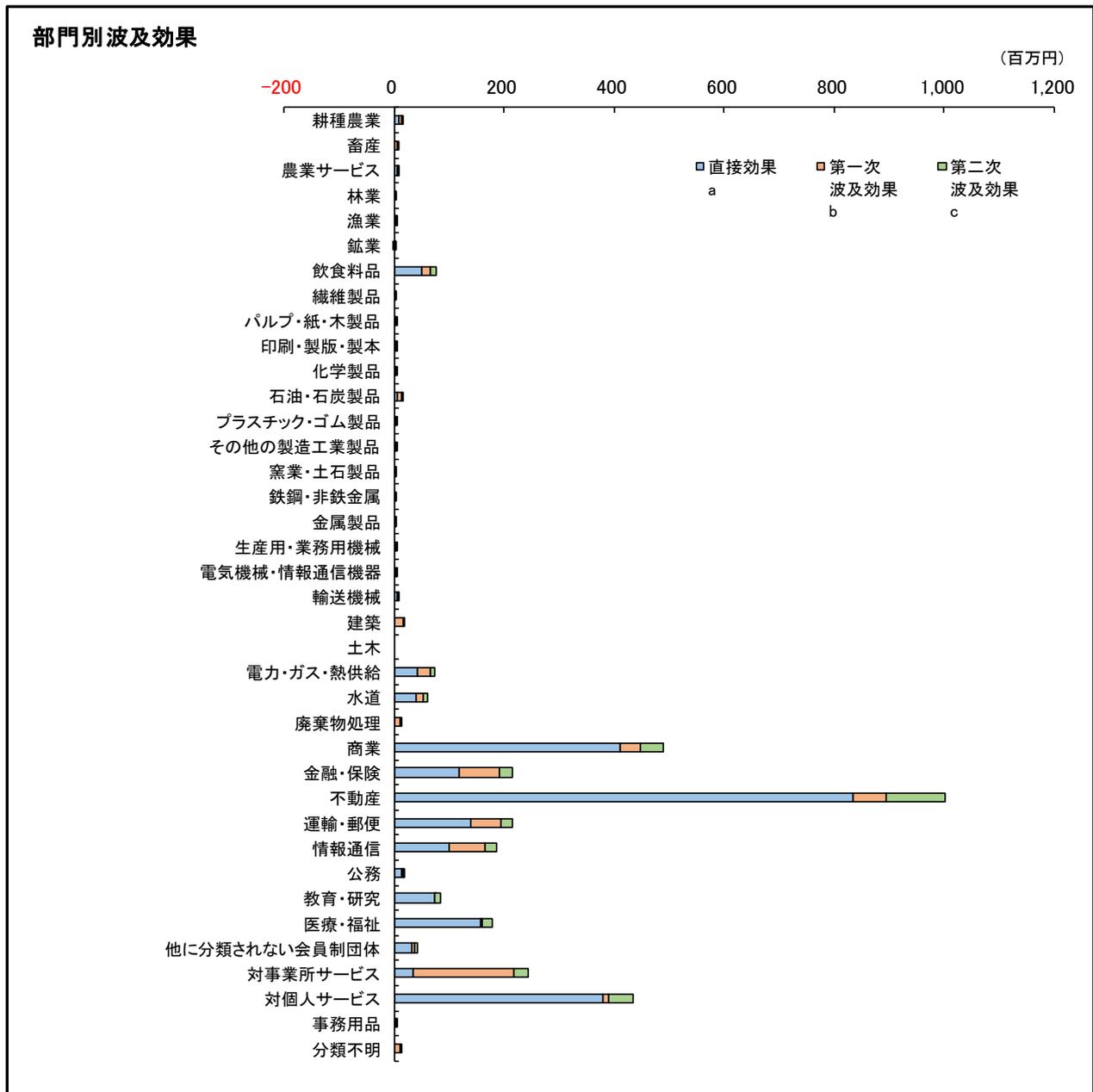


図5： 分析Ⅱの仮定の下、平成27年宮城県産業連関表に基づき作成された「38部門分析ツール」により、表19で得られた民間消費支出増加額を最終需要増加額（購入者価格）とみなして分析を行った結果の産業別内訳。

## おわりに

本稿では、国の行政機関が作成した各種公的統計及び本県の県民経済計算等を用いて、若年層の転出が県内経済に与える影響について分析を行った。

分析Ⅰでは、転出により生じる経済的、財政的損失を定量的に推計した。分析により、若年層の転出は、経済損失及び県税収入の財政的損失に一定の影響を与えていることが明らかとなった。効果的な社会減対策を講じることは、本県における経済的・財政的利益の獲得に直結することが数量的に明らかとなるとともに、一定の損失の継続を前提とした政策も必要と思料される。

分析Ⅱでは、分析Ⅰの仮定を置き換え、一定の転出抑制を実現できたときの影響も同様に推計可能であることを示した。どのようなかたちの転出抑制になるかによって影響が異なるため、それらの比較により効果的な政策の検討に活用できると思料される。

今回の分析により、既存のデータ等を活用しながら、経験や伝聞等（エピソードベース）ではなく、データに基づいて数量的に政策効果の測定を行うことができた。効率的、かつ、県民の信頼が確保された政策の実行には合理的根拠の存在が不可欠である。本稿の分析が、根拠に基づく政策の立案、すなわち EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の一助になれば幸いである。

## 参考文献

- 芦谷恒徳. (2005). 兵庫県産業連関表から見た阪神・淡路大震災による経済構造変化. 「産業連関」13(1) 45-56.
- 伊藤潤平. (2023). 地方税の税収弾性値 — 都道府県別推計 —. 『淑徳大学研究紀要』57、117-130.
- 宮城県. (2020). 新・宮城の将来ビジョン. 参照先:  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/vision2021.html>
- 宮城県. (2022). 参照先: 宮城県内大学・短期大学学生就職等調査 企業等女性活躍実態調査 報告書 (調査機関: 公益財団法人東北活性化研究センター):  
[https://www.pref.miyagi.jp/documents/44863/230328\\_01\\_tyousahoukokusyo.pdf](https://www.pref.miyagi.jp/documents/44863/230328_01_tyousahoukokusyo.pdf)
- 総務省統計局. (2022). 調査結果の利用案内—ユーザーズガイド—(※最終更新日: 令和4年12月27日).  
参照先: [https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/u\\_guide\\_2020.pdf](https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/u_guide_2020.pdf)
- 大川口信一. (2025). 宮城県から東京圏への人口流出の要因分析—なぜ宮城県の転出超過率が高いのか—. 参照先:  
[https://www.77rc.co.jp/article\\_source/data/newsrelease/files/0d93d39a35777e272c985c91ecacf d7de676e140.pdf](https://www.77rc.co.jp/article_source/data/newsrelease/files/0d93d39a35777e272c985c91ecacf d7de676e140.pdf)
- 内閣府政策統括官(経済財政分析担当). (2015). 日本経済 2015—2016—日本経済の潜在力の発揮に向けて—. 参照先: <https://www5.cao.go.jp/keizai3/2015/1228nk/keizai2015-2016pdf.html>
- 内閣府政策統括官(経済財政分析担当). (2024). 参照先: 地域課題分析レポート～ポストコロナ禍の若者の地域選択と人口移動～: <https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr24-3/pdf/zentai.pdf>